

第1問答案用紙<1>
(企業法)

問題1	<p>1. 本件債権による出資は、現物出資に該当するため、新株発行にあたり、募集株式の数、払込金額、現物出資財産の内容及び価額等の募集事項を決定する必要がある(199条1項)。</p> <p>非公開会社において、当該募集事項の決定は、株主の持株比率的利益を保護する必要性から、株主総会の特別決議を要するが(309条2項5号)、本問では、株主全員の賛成によっているため、募集事項の決定にかかる手続きは適法である。</p> <p>2. 次に、本問のように、金銭以外の財産を出資の目的と定めた場合、その目的物を過大に評価して不当に多くの株式が与えられると、会社債権者を害するため、原則として、現物出資財産の価額について、裁判所の選任する検査役の調査を受ける必要がある。検査役は、調査の結果を裁判所に報告し、裁判所はその価額が不当であると認めるときは、変更の決定をしなければならない(207条1項)。</p> <p>3. 従って、本件債権の弁済期が到来していない場合には、検査役の調査が必要となる。これに対し、弁済期が到来している場合は、会社弁済額が確定しており、評価の適正性が担保されているため、帳簿価額を超えていない5,000万円の現物出資財産の価額については調査を要しない(同条9項5号)。</p>
問題2	<p>1. 甲会社の新株発行にあたり、Bが払込んだ金銭は、甲会社の保有していた現金であり、出資の前後で甲会社の財産は増加していないことに加え、Bは、出資を行うだけの十分な資産を持っていない。従って、Bによる5,000万円の払込みは、仮装払込にあたる。</p> <p>2. 募集株式に係る金銭の払込みを仮装した引受人は、株式会社に対して、その仮装した払込金額の全額の支払義務を負う(213条の2第1項)。これは、抛出された財産がないにもかかわらず、抛出されたかのごとく取り扱われると、会社や他の株主が不利益を被るためである。従って、Bは、甲会社に対して5,000万円の支払義務を負う。当該支払義務は、無過失責任であり、総株主の同意がなければ免除できない(同条2項)。</p> <p>3. 仮装払込に関与した取締役等は、仮装払込をした株式引受人が支払義務を負うのと同趣旨により、当該引受人と連帯して仮装した払込金額の全額の支払義務を負う(213条の3)。ここで、Bによる仮装払込は、株主総会の終結後にAと相談の上、実施されており、Aは仮装払込に関与したといえる。よって、Aは、甲会社に対して、Bと連帯して5,000万円の支払義務を負う。なお、当該責任は、過失責任とされるが(同条1項ただし書)、Aが甲会社の保有する現金5,000万円をBに交付しており、仮装払込についてAが主導的立場にあったことから、Aは無過失とはいえず、本責任を負うと考える。</p> <p>4. 次に、Bが仮装払込により取得した株式について、議決権を行使できるか否かであるが、仮装払込をしたBに本件50株の議決権行使を認めると、他の株主との公平性が著しく害される。従って、A又はBが5,000万円の支払義務を履行して、発行した新株に見合う財産が抛出されるまでは、Bは、本件50株につき、議決権を行使することはできない(209条2項)。</p>

第2問 答案用紙<1>
(企業法)

問題 1	<p>株主Aが採りうる最も効果的な手段は、合併の効力発生前における事前的救済措置である、存続会社の株主による吸収合併等の差止請求権（796条の2）の行使である。</p> <p>当該差止請求権を行使するためには、① 吸収合併等が法令又は定款に違反していること、② 存続会社の株主に不利益が生ずるおそれがあること、が要件とされるため、この点について、検討する。</p> <p>① 乙会社の吸収合併契約の承認決議（795条1項）は、議決権の20%を所有し、吸収合併に反対の意思を表明している株主Aに発せられるべき招集通知（299条1項）が発せられないまま行われているため、招集手続きに瑕疵が存在し、本件吸収合併には法令違反があったといえる。</p> <p>② 存続会社の株主Aは、招集通知が発せられなかったことから、吸収合併契約の承認決議における反対株主となれず、株式買取請求権（797条2項1号イ）を行使できないという不利益を受けている。</p> <p>従って、株主Aは、乙会社に対して、本件吸収合併の差止めを請求できる。</p>
問題 2	<p>1. 合併の手続きに瑕疵があった場合、その解決を民法の一般原則に委ねると、法的安定性を欠くため、会社法は、効力発生後の事後的救済措置として、合併無効の訴えの規定を設けている。</p> <p>2. 吸収合併の無効は、吸収合併の効力発生日から6か月以内に、その効力発生日において吸収合併等をする会社の株主等が訴えをもってのみ主張することができる（828条1項7号）。ここで、本件平成30年8月24日は、効力発生日である同年6月1日から6か月以内であり、Bは消滅会社である丙会社の元株主であることから、上記2要件を満たしている。</p> <p>3. 次に、会社法は、吸収合併無効の訴えについて、無効原因を規定していないことから、本問における計算書類等への重大な虚偽記載が合併無効原因となるかが問題となる。</p> <p>思うに、合併の効力発生後は、合併登記により、適法に合併が成立したとの外観が生まれ、その外観を信頼して多数の法律関係が成立することから、取引の安全を図り、法的安定性を確保するためには、重大な瑕疵のみが無効原因となると解すべきである。</p> <p>4. 本問において、消滅会社である丙会社は、存続会社である乙会社の最終事業年度の計算書類等を本店に備え置くこととされているが（782条1項）、この計算書類等に著しく多額の架空利益が計上されていた。そもそも、会社法が存続会社の計算書類等の事前開示を求めたのは、合併承認決議（783条1項）における議決権行使の判断材料とするため、著しく多額の架空利益が計上されていない真の計算書類等のもとでは、反対決議となった可能性は否めない。このように考えると、重大な虚偽記載のある計算書類等の事前開示は、合併手続きにおける重大な瑕疵といえ、無効原因となると解する。</p> <p>5. 従って、Bは、吸収合併無効の訴えを提起して、著しく多額の架空利益が計上されている計算書類等の事前開示が合併手続きの重大な瑕疵にあたり、これを無効原因として、本件吸収合併が無効であることを主張すべきである。</p>